



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
12月3日  
号外(2)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

## 監査委員公告

### 監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、知事等から講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年12月3日

滋賀県監査委員	駒井千代
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	河瀬隆雄

### 監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	野洲養護学校
監査実施年月日	令和6年2月2日
監査結果報告年月日	令和6年3月26日
監査の結果	特別支援教育就学奨励費について、就学奨励費システムでの処理を誤り、不正確な所得情報に基づき支給額の決定を行ったことにより就学奨励費の支給額の一部に誤りが生じたことで、本来支払われるべき費用が正しく支給されず、保護者等に不利益を生じさせている事例が認められたので、今後は支給事務やシステムの操作方法の確認を徹底するなど、適正な事務の執行を徹底されたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	指摘があった事案については、就学奨励費システムの年度更新作業において、付番処理の確認が十分でなかったことにより、生じたものである。 そのため、特別支援教育就学奨励費について、マニュアル等に基づき、支出事務手順やシステム操作方法を再確認するとともに担当者の異動があった場合に十分な引継ぎを行うよう徹底した。 また、事務室内での複数職員による相互チェックを徹底し、処理誤りや確認漏れの防止に努めている。 なお、今回の支給額誤りにより発生した追給対象者3人への追給および戻入対象者10人のうち9人分の戻入については既に完了している。残る戻入対象者1人分について未納となっているが、早期の収納に努めていく。

### 監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和6年3月26日
監査の意見	(1) 定員充足の取組について(看護専門学校) 看護専門学校(以下「学校」という。)は、昭和49年の開校以来、令和5年3月末時点で合計2,280名の卒業生を輩出しており、卒業生は、湖北圏域を中心として、県内外の医療施設等で活躍している。 特に、令和4年度の卒業生63名のうち、約65%の41名が地元長浜市内の病院に就職しており、湖北圏域唯

一の看護専門学校として、湖北圏域における地域医療を支える存在として、大きな役割を果たしている。

一方、学校において、令和5年度は、定員80名に対して、入学者は58名となるなど、ここ数年、定員を充足していない状況が続いている。

こうした状況について、学校は「湖北圏域の高校生の減少や社会人入学希望者の減少などの要因により、受験者数は減少傾向にあり、学生確保は困難な状況にある」と分析されているが、学校が湖北圏域の地域医療に果たす役割等に鑑み、喫緊の課題と捉え、早急な対応が求められる。

現在、学校では、看護師国家試験における合格率100%を目指しており、一定の学力レベルを保つため、募集定員の約50%を占める推薦入試において、出願資格に「評定平均値が3.5以上ある者」などの要件を付されている。

しかし、将来、看護師になりたいという志のある学生に広く門戸を広げ、入学後、国家試験に合格できる力を身に付けていただき、本県、とりわけ湖北圏域の地域医療を支える実践的な人材を一人でも多く輩出するという使命感の下、こうした要件を見直すなど、学校運営に当たっていただくことも重要な視点と考えられる。

については、一般入試や推薦入試等の実施方法および受験資格の見直しや、毎年辞退者が一定数発生することなどについて、まずは要因分析を行うとともに、具体的な対応策を早急に検討されたい。

併せて、学校の魅力や強みをより多くの学生等に知っていただき、入学試験応募者の増加につなげるため、より効率的・効果的な情報発信に努められたい。

#### 当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(看護専門学校)

当校は昭和49年の開校以来、主に湖北圏域を中心として県内外の医療施設等に質の高い看護師を継続して供給することを使命とし、地域医療を支える存在として大きな役割を果たしている。

しかし、近年においては過疎や人口減少に伴う高校生の減少や、大学進学志向の高まり、近隣における私立大学看護学部の新設、PR不足などにより当校を受験する人数が漸減傾向にあり、入学定員を充足できていない状況が長く続いている。

このため、令和6年度入試(令和5年度実施)では、試験日や社会人入試における入試科目を見直すとともに、募集定員枠を推薦入試で拡大、一般入試で縮小し、入学者数の増加を図った。

さらに、令和7年度入試(令和6年度実施)では、推薦入試における調査書評定平均値を3.5以上から3.3以上に引き下げるとともに、募集定員枠を社会人入試で拡大、一般入試で縮小し、更なる入学者数の増加を図ることとしている。

また、令和6年度に再編強化した学生募集・広報委員会を中心に、ホームページの見直しやオープンキャンパスの拡充、高校訪問による進路指導室との連携強化、高校進路説明会への積極的な参加など効果的な情報発信により、受験者数、入学者数の増加に向け、引き続き取り組んでいく。

監査結果報告年月日 令和6年3月26日

#### 監査の意見

(2) 職員の適正配置と効率的な指導体制の構築について(健康医療福祉部子ども・青少年局、淡海学園)

淡海学園(以下「学園」という。)は家庭寮形式の寮舎で、職員が児童と日常生活をともにしながら、生活指導などを通じて自立を支援している児童福祉施設である。

従来の学園においては、児童福祉法第44条に基づき、「不良行為を行った児童」が入所対象とされていたが、平成9年の一部改正により、この要件に加えて、「家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童」が児童自立支援施設の入所対象となった。さらに、平成12年には児童虐待防止法が施行されたことから、措置されてくる児童の多くが被虐待児となっており、必要となる支援が複雑多様化している。

効果的な支援を行うためには個別的で、きめ細かく児童に関わる必要があり、専門的なケアを提供していくための機能強化が課題となっている。

学園の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条に基づく児童自立支援員(以下「自立支援員」という。)の資格が必要であり、これまで本県では、この資格要件を受験資格とする採用試験が実施され、専門職員としての継続的な人材育成が行われてきた。

平成30年度からは、喫緊の課題であった子ども家庭相談センターの児童福祉司の人材確保を主たる目的として「社会福祉」の試験区分(以下「福祉職」という。)が新たに設けられ、必要な受験資格を求めたうえで、子ども家庭相談センターのほか、健康福祉行政や児童福祉施設等における生活支援・自立支援等

の福祉関係業務を幅広く職務内容とする採用試験が導入された。

このため福祉職の採用者の中には、「自立支援員」として勤務するために必要となる資格を持つ者も含まれていることから、学園には一定数の人員が配置されることとなり、「自立支援員」のみを対象とする従来の資格試験は、現在は欠員補充のために年度の後半に行われている状況である。

現在、学園に福祉職として採用されている20歳代の職員は6名であるが、学園での「自立支援員」としての経験年数はうち5名(新規採用3名含む。)が1年目、1名が2年目となっている。また、学園の指導係全体でみても、7割を超える職員が20歳代、30歳代の若手職員となっている。

学園では、様々な特性がある入所児童に対する臨機応変な指導力が求められており、若手職員はじめ係員の指導能力の向上は喫緊の課題であると考えます。

学園では、家庭寮形式の寮舎で生活を送ることは、「毎日の生活をいかに楽しく送るか、また周囲の人とよい雰囲気暮らしにはどんなことを心がけなければならないのかといったことを学び、そのことは、将来健全な家庭生活と心地よい人間関係をつくり出すための基盤となる」としており、家庭的な雰囲気でも継続した支援を行うことが、学園の一つの理想の形であるとも考えられるのではないかと。

については、こうした学園の理想の形を実現するため、学園での仕事の魅力などをしっかり発信するとともに、他府県と同様、年度の早い時期に「自立支援員」の採用試験を定期的に行うことにより、安定した人材の確保に努められたい。

また、学園で豊富な経験を積んだ職員の適正配置に配慮し、若手職員等の指導能力の向上を図るなど、学園における、より効率的な指導体制を構築されたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(子ども若者部子ども家庭支援課、淡海学園)

児童自立支援員は、学園で生活する子どもの自立支援を行う専門職であり、有為な人材の確保に向け、令和6年度は5月早々から継続的に採用試験を実施している。

学園での仕事の魅力の発信については、児童自立支援員という職の魅力もあわせ、職場である学園で働くことを具体的にイメージできるよう学園のホームページを工夫するほか、職員の出身校を中心に学生へ直接魅力を訴えられる機会の確保に努める。

また、効率的な指導体制の構築については、中堅・ベテラン層の職員について、短期間の異動を避け、職員の指導・育成や関係機関との連携強化など、学園全体の質の向上に向けたマネジメント力の育成に取り組むとともに、こうした職員のOJTによる若手職員等の育成に努めているところであり、引き続き、効率的で持続可能な指導体制の構築を図っていく。

監査結果報告年月日 令和6年3月26日

監査の意見

(3) 入校率の向上と実践的な人材の輩出について(商工観光労働部労働雇用政策課、高等技術専門校)

高等技術専門校(以下「専門校」という。)については、令和2年度に実施した定期監査において、「入校者の更なる確保」を求める監査意見を付し、改善を求めているが、令和5年度の普通課程では定員30人に対して入校者数22人(入校率73.3%)、短期課程では定員215人に対して入校者数106人(入校率49.3%)に留まっている。

施設設備や指導職員等の経営資源は、定員に応じた規模で整備・配置されていることから、こうした状況は、経営資源の効率的・効果的な活用の観点から、重大な課題と考えられ、専門校においては、このことを喫緊の課題と捉え、危機感を持って抜本的な対策に取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえて、県においては、近年における専門校の入校率の低迷や訓練機器の老朽化等、専門校が抱える諸課題について、令和4年度に滋賀県職業能力開発審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、審議会における議論を経て、令和5年10月に答申を受けたところである。

現在、県においては、審議会からの答申をもとに、「求人・求職者双方のニーズに合った訓練科の再編」「訓練内容のデジタル化への検討」「専門校から求職者等への情報発信の強化」など、入校率の向上につながる取組に係る検討を行っている。

については、県におかれては、審議会の答申を厳正に受け止め、専門校と県庁担当課の更なる連携強化により、より実効的な取組を実施され、入校率の確実な向上につなげられたい。

また、審議会の答申で同校に求められている「しがの産業の将来を支える人材の育成」「しがの産業の今をけん引する人材の育成」「誰もが働き、活躍できる社会の実現に向けた多様な人材の活躍促進」などに着

実に取り組み、実践的な人材の輩出に努められたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(商工観光労働部労働雇用政策課、高等技術専門校)

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少等により、ものづくり産業をはじめとして人材不足が喫緊の課題となっており、多様な求職者のセーフティネットや県内中小企業への人材確保の支援という役割を担う高等技術専門校に係るすべての職員が、危機感を持ち対応している。

入校率の向上に向けては、ハローワークや高等学校など関係機関に積極的に説明・訪問を行うとともに、県ホームページ、県および市町の広報誌等への募集案内の掲載、SNS等を活用した訓練の様子の定期的な配信などの取組を進めている。

令和6年度は、「テクノカレッジものづくり魅力発信事業」により、県内の小中学生を対象とするオンデマンド形式によるものづくり体験を通じて、ものづくり分野への興味・関心を高めるとともに、高等技術専門校の認知度向上に向け発信を強化することとしている。

また、高等技術専門校のあり方については、令和5年10月の滋賀県職業能力開発審議会答申に基づき、令和7年度から概ね2年をかけ、経営資源を効率的・効果的に活用し、入校率・就職率ともに低迷している訓練科の再編を実施するとともに、デジタル技術に対応できる人材育成に向け、全訓練科にデジタルリテラシーに関するカリキュラムを導入するなど、実践的能力を備えた多様な人材の輩出に向けて取組を進めることとしている。

今後も、定期的に評価を行うとともに、引き続き労働雇用政策課と高等技術専門校職員で構成する「あり方検討委員会」を開催し、入校率、就職率の向上に向けた取組の推進に努める。

監査結果報告年月日 令和6年3月26日

監査の意見

(4) 中高一貫教育における成果検証と今後のあり方に係る検討について(教育委員会事務局高校教育課、河瀬中学校・河瀬高等学校、守山中学校・守山高等学校、水口東中学校・水口東高等学校)

本県においては、中等教育(中学校、高等学校等)の一層の多様性、複線化を推進するため、平成15年度から併設型中高一貫教育(以下「中高一貫教育」という。)校を設置し、多様な生徒が切磋琢磨しながら互いの知性と感性を磨き合うことなどにより、6年間の特色ある教育課程のもとで、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を展開している。

一方、平成9年6月の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」に係る中央教育審議会第二次答申(以下「答申」という。)のうち、「中高一貫教育の意義と選択的導入」の項目において、「留意すべき点とそれらへの対処に関する考え方」として、「生徒集団が中長期同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じることのないよう、『ゆとり』の中で、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて豊かな学習を行えるようにすることが必要。また、途中で転学を希望する生徒に対して十分に配慮していくことが必要」とされている。

今回の定期監査において、「高校進学時に他校に進学する生徒」や「人間関係が要因で不登校となる生徒・行きづらさを感じていると思われる生徒」が一定数存在している状況がうかがわれるなど、答申において懸念された状況が顕在化しつつあるなか、例えば、中学校からの内進生と高等学校から入学した生徒による混合のクラス編成等についての議論も必要ではないか。

併せて、少子化の進展による中学校卒業生数の減少など、中高一貫教育が開始された平成15年以降における社会情勢の変化や、全県的視野から各県立高等学校の魅力化の方向性を示した「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」が令和5年3月に策定され、今後各県立高等学校において魅力化の取組を推進されることなどの状況を踏まえて、中高一貫教育の実施から約20年を経過したことを契機に、県教育委員会においては、例えば、生徒や保護者、地域の中学校等の関係者を対象にアンケート調査を実施するなど、各校の現状等を丁寧に聴取し、中高一貫教育に係る当初の実施目的が達成されているかなど、その成果や課題等について、専門家も交えて総括を行い、今後のあり方について検討されたい。

当該監査の意見に対し講じた措置の内容

(教育委員会事務局高校教育課、河瀬中学校・河瀬高等学校、守山中学校・守山高等学校、水口東中学校・水口東高等学校)

令和6年度は、河瀬中学校・河瀬高等学校、守山中学校・守山高等学校および水口東中学校・水口東高等学校は、県教育委員会において中高一貫教育の成果や課題等の検証をするために必要な資料を作成した。

また、県教育委員会事務局高校教育課では、成果や課題等の整理にあたり検証が必要な内容と方向性を確認するため外部専門家を選任して検討会を開催することとしており、現在、資料の作成やアンケート調査の内容の検討を進めている。

令和7年度には、検討会での意見を踏まえたアンケート調査を行い、その調査結果や資料をもとに総括を進め、今後のあり方について検討していくこととしている。

監査結果報告年月日	令和6年3月26日
監査の意見	
<p>(5) 県立学校の部活動費に係る適正な会計処理の徹底について（教育委員会事務局教育総務課、能登川高等学校）</p> <p>令和3年度に実施された包括外部監査において、監査対象の各学校で学校徴収金の取扱いについて、「学校徴収金取扱要領（以下「要領」という。）」および「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づかない事務処理等、学校徴収金に関して改善を要する事項等が多数報告された。</p> <p>このうち、部活動費についても、「通帳が作成されていない」「決算書の審査・承認がなされていない」など、要領およびガイドラインで求められている事務処理等がなされていない事例が多数認められたところである。</p> <p>こうした状況を踏まえて、県教育委員会においては、再度「学校徴収金会計担当者を対象とした研修の実施」や「会計担当者が作成した決算書を教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを経る」等を周知徹底するとともに、県立学校における部活動費の適切な会計処理などを徹底するため、令和5年4月に要領およびガイドラインを改正された。</p> <p>こうした中、令和5年度に能登川高等学校において、令和3年度および令和4年度のボクシング部会計について、収入と支出に差が生じており、その一部の金銭の所在が不明となっている事案が判明した。</p> <p>県教育委員会によると、「ボクシング部会計の執行管理を部顧問一人が行っていた」「収入支出に係る校長の決裁や会計報告など、学校徴収金の事務処理ルールが守られておらず、チェック機能が働いていなかった」ことなどが発生要因とされている。</p> <p>改正後のガイドラインにおいては、学校徴収金のうち学校預かり金として部活動費が明記されたところであり、今後、各学校において、ガイドラインに基づくより適正な対応が求められる。</p> <p>については、県教育委員会においては、今回の事案を厳粛に受け止め、部活動費に係る会計処理について、要領およびガイドラインに沿った取扱いを徹底されたい。</p>	
当該監査の意見に対し講じた措置の内容	
<p>（教育委員会事務局教育総務課、能登川高等学校）</p> <p>県教育委員会においては、能登川高等学校ボクシング部会計に係る事案を受け、「学校徴収金の適切な取扱いの徹底について（通知）」（令和5年（2023年）12月28日付け滋教委教総第1330号）を发出し、改めて学校徴収金の適切な取扱いの徹底を行った。</p> <p>また、令和6年2月に改めて全県立学校において学校徴収金会計の点検を実施し、不明金が発生していないことを確認するとともに、本事案を踏まえた校内研修の実施状況を把握し、未実施の学校には年度内の実施を求めた。併せて、支出伺いが作成されていない等、要領およびガイドラインに即した会計処理ができていない学校に対して改善を求めた。</p> <p>さらに、例年4月に開催されている校長を対象とした協議会および事務長を対象とした会議においても、要領およびガイドラインに沿った学校徴収金の適正な取扱いの徹底について周知した。</p> <p>併せて、6月から全県立学校で学校徴収金の取扱いに係る自主点検が実施され、8月に教育委員会へ報告されたところである。</p> <p>今後も、全県立学校において要領およびガイドラインに基づき学校徴収金が適切に取り扱われるよう、周知徹底を図るとともに、引き続き、教育委員会に報告される自主点検の結果を踏まえて必要な助言等を行う。</p> <p>また、能登川高等学校においては、当該ボクシング部だけでなく、学校徴収金により部活動を運営している部の顧問をはじめ、職員全体に「執行管理を顧問が一人で行わない」「収入支出に係る校長の決裁や会計報告など、学校徴収金の事務処理ルールを遵守し、管理職によるチェック機能を徹底する」ことについて職員研修を通じて周知徹底し、今回の事例を学校組織全体の課題として捉え不適切会計処理は許されないという風土を培い、管理職による厳正なチェック機能を確実に働かせることとした。</p>	

監査結果報告年月日	令和6年3月26日
監査の意見	<p>(6) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業について（教育委員会事務局特別支援教育課）</p> <p>当事業は、通学途上で医療的ケアが必要な児童生徒の通学について、看護師が同乗する車両で学校と自宅等の間を送迎し、医療的ケア児の通学送迎に係る保護者の負担の軽減を図るものである。</p> <p>令和4年度の実績は、対象の児童生徒が居住する16市町と合計77名について委託契約が締結され、延べ330回の利用があったところであり、事業の趣旨からも一定の保護者の負担軽減に結びつけられたと評価されている。</p> <p>一方、令和4年度当初予算は19,616千円であったが、支出済額は約7,776千円となっており、当初予算に対する執行率は約39.6%に留まっている。</p> <p>また、利用回数については、上記委託契約の対象となった児童生徒77人のうち年間の上限である10回を利用した者は22人となっているが、29人は全く利用が無い結果となっている。</p> <p>利用状況に差がみられるが、これは地域や市町によっては、看護師や送迎事業所が希望どおり即時に確保できないこと、また日程調整に手間がかかることなどが要因とされている。</p> <p>このため、県教育委員会においては、保護者アンケートの実施などにより、制度利用の支障となる点や改善すべき点などを把握するとともに、令和5年度において利用回数を年間10回から12回に拡充するなど、既に制度の改善も行われているところであるが、保護者アンケートで把握した問題点を踏まえて、実績につなげることが求められる。</p> <p>については、各市町やその福祉部局、関係事業者との連携を密にし、課題等を解消のうえ、着実に事業を実施し、本来の効果が十分に発揮され、一層の保護者支援につながるよう、取り組まれない。</p>
当該監査の意見に対し講じた措置の内容	<p>（教育委員会事務局特別支援教育課）</p> <p>令和5年度から送迎回数の拡充に加え、保護者へのアンケート調査の意見等を踏まえ、学校から自宅以外（看護師が配置されている短期入所施設および通所施設）への送迎や、1台の送迎車両で複数の児童生徒の送迎も可能とする運用に見直して試行した。こうした取組の結果、年間で全く利用がなかった児童生徒の割合は前年度より減少し、制度の定着が進んだ。</p> <p>令和6年度は、前年度に試行した運用を制度に反映するとともに、保護者へのアンケート調査や各市町担当者との意見交換を引き続き実施し、課題等の把握を進めている。今後も、持続可能でよりよい事業となるよう、制度の改善を検討していく。</p>